

(参考)随意契約に関する根拠条文

阪神高速道路株式会社契約規程

第2条 契約を行うときは、価格その他の条件をもって競争に付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約の方法によることができる。

- 一 随意契約とすることが会社にとって有利と認められるとき。
- 二 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 三 災害応急復旧を行う場合その他緊急を要する場合において、競争に付する暇が無いとき。
- 四 前3号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき。